

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」（その3）

### 【ポイント】

- 3月9日（月）12：00現在、東ティモールでの感染者確定例に関する情報はありません。
- 日本政府は、新型コロナウイルス感染症の「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」として、中国（香港及びマカオを含む。以下同様。）及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請しました。

### （本文）

1 新型コロナウイルス感染症の「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」のうち、特に「検疫の強化」については、中国及び韓国から入国される日本人の皆様も対象となり、中国及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所（自宅や自ら予約した宿泊施設等）で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請しています。また、対象となる航空機は、中国及び韓国を経由する便も含まれ、航空機が到着する空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請しています。

2 上記の措置は、3月9日午前0時から3月末日までの間実施され、右期間は、更新することができるとしています。この期間中に日本へ帰国することを検討している在留邦人におかれては、新型コロナウイルス感染症にかかる日本の水際対策の強化の必要性についてご理解いただき、上記の日本政府の取組にご協力をお願いします。

なお、当該措置によって必要となる宿泊施設や交通機関のキャンセル料は（国から補償されることはなく）すべて自己負担となりますのであらかじめご留意願います。

3 国や地域によっては、日本人の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限を行っているところがありますので、第三国へ渡航、日本への帰国を予定している方は、渡航先や経由地の最新情報を入手してください。在留邦人の皆様におかれては、引き続き関連情報を注視してください。関連情報は、以下のURLでもご覧いただけます。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

- 渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

- 参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・フリーダイヤル：0120-565653（日本国内からのみ繋がる）
- ・外国からかける場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語対応可）
- ・対応時間：日本時間の9:00～21:00（土日含む）

※ 日本大使館では今後も関連情報がある場合は、引き続き領事メールを発出しお知らせしていきます。

#### 【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：（国番号 670）332-3131～2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：[ryoji.timor-leste@go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@go.jp)

(了)